1　第４３期鳥取県労働委員会委員名簿　　（任期 ： H23.5.11～H25.5.10）

（平成24年1月1日現在）

区分	氏　名	現　職　等	住　所
公益委員	（会長） 太　田　正　志	弁護士	米　子　市
	（会長代理） 河　本　充　弘	弁護士	鳥　取　市
	石　黒　　豊	(元)鳥取県議会議員	境　港　市
	吉　谷　康　子	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	鳥　取　市
	濱　田　由紀子	弁護士	倉　吉　市
労働者委員	池　内　保　子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	鳥　取　市
	安養寺　禎　枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員	鳥　取　市
	小　椋　昌　美	日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長	東　伯　郡
	五十嵐　美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	鳥　取　市
	本　川　博　幸	全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	倉　吉　市
使用者委員	奥　村　政　子	協同組合やよいデパート理事管理部部長	米　子　市
	和　田　好　生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	鳥　取　市
	稲　井　幾　子	株式会社いない取締役副社長	倉　吉　市
	江　尻　敏　美	共和水産株式会社執行役員海務部長	境　港　市
	宮　城　定　幸	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥　取　市

委員の異動

区分	氏　名	任命年月日	退任年月日
労働者	竹　内　徳　子	平成１３年３月２７日	平成２３年５月１０日
労働者	田　村　直　人	平成２１年５月１１日	平成２３年５月１０日
労働者	竹　内　克　徳	平成１５年１２月２５日	平成２３年５月１０日
使用者	山　本　智　通	平成１７年３月２８日	平成２３年５月１０日
使用者	川　口　眞佐子	平成１３年３月２７日	平成２３年５月１０日
労働者	安兼寺　徹　枝	平成２３年５月１１日	
労働者	五十嵐　美知義	平成２３年５月１１日	
労働者	小　椋　昌　美	平成２３年５月１１日	
使用者	江　尻　敏　美	平成２３年５月１１日	
使用者	和　田　好　生	平成２３年５月１１日	

２　鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿 （任期：H23.5.11～H25.5.10）

（平成24年1月1日現在）

氏　名	現　職　等	住　所	備　考
相　澤　直　子	鳥取大学地域学部講師	鳥　取　市	
石　黒　　豊	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	境　港　市	
太　田　正　志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長)	米　子　市	
河　本　充　弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長代理)	鳥　取　市	
長　井　いずみ	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	鳥　取　市	
濱　田　由紀子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	倉　吉　市	
松　田　道　昭	(元)鳥取県議会議員	東　伯　郡	

氏　名	現　職　等	住　所	備　考
吉谷　康子	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士 鳥取県労働委員会公益委員	鳥取市	
安養寺　徹枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
五十嵐　美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
池内　保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
小椋　昌美	日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡	
田中　穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	東伯郡	
松崎　浩哉	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長	米子市	
本川　博孝	全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	倉吉市	
若槻　千鶴	日本私鉄労働組合連合会日ノ丸自動車支部米子分会 副執行委員長	米子市	
稲井　裕子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉吉市	
江尻　敏美	共和水産株式会社執行役員総務部長 鳥取県労働委員会使用者委員	境港市	
奥村　政子	協同組合やよいデパート理事管理部部長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市	
木下　辰太郎	親和商事株式会社代表取締役社長	米子市	
千原　逢郎	米子商工会議所専務理事	米子市	
能登　克浩	倉吉商工会議所専務理事	倉吉市	
宮坂　定幸	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
和田　好生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
竹本　英雄	鳥取県労働委員会事務局長	鳥取市	
佐々木　登美雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥取市	

※　個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。
※　事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏　名	任命年月日	退任年月日
竹内　篤子	平成１３年３月２７日	平成２３年５月１０日
田村　直人	平成２１年５月１１日	平成２３年５月１０日
竹内　克徳	平成１５年１２月２５日	平成２３年５月１０日
山本　智通	平成１７年３月２８日	平成２３年５月１０日
川口　眞佐子	平成１３年３月２７日	平成２３年５月１０日
安兼寺　淑枝	平成２３年５月１１日	
江尻　敏美	平成２３年５月１１日	
和田　好生	平成２３年５月１１日	
松崎　浩哉	平成２３年５月１１日	
若槻　千鶴	平成２３年５月１１日	

３　事務局職員名簿

（平成24年1月1日現在）

課・担当名		職　名	氏　名	発令年月日	備　考
事務局長			竹本　英雄	平成 22. 4. 1	H14. 4. 1～H16. 3.31次長 H16. 4. 1～H17. 3.31次長 （調整課長事務取扱） H17. 4. 1～H22. 3.31 次長兼審査調整課長 H22. 8.11～H22.12.31 （審査調整課長事務取扱）
事務局次長兼審査調整課長			佐々木　登美雄	平成 23. 1. 1	
審査調整課	審査担当	主　幹	大西　重任	平成 23. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務
		主　事	岸本　秀子	平成 23. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務
	総務・調整担当	主　幹	西尾　孝之	平成 23. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務
		主　事	新　泰洋	平成 22. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務
	個別労使紛争解決促進担当	主　事	片山　博紀	平成 21. 11. 1	総務・調整担当兼務

（途中異動者）

課・担当名		職　名	氏　名	発令年月日	備　考
審査調整課	総務・調整担当	主　幹	備本　順介	平成 22. 4. 1	H22. 4. 1～H23. 1. 5
	個別労使紛争解決促進担当	副主幹	前田　友美	平成 21. 4. 1	H21. 4. 1～H23. 3.31総務・調整担当 個別労使紛争解決促進担当兼務 H23. 4. 1～H23. 6.30 総務・調整担当兼務

4　年別事件件数調

（昭和２１年～平成２３年）

区分／年別	調整事件 あっせん	調整事件 調停	調整事件 仲裁	調整事件 計	資格調査	個別労働関係紛争 あっせん	労働相談	不当労働行為	資格審査	認定告示	行政訴訟事件	再審査事件
昭和21～34	64	11		75	93			27	307		2	3
35	2			2	6			1	20			
36	11	2		13	8			3	29		1	1
37	13	4	2	19	11			2	34			
38	16	3		19	20			4	44			1
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	35			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	25			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
21	3			3	19	34	116		3			
22	1			1	14	22	148					
23	1			1	15	23	274	1	4			
計	541	77	9	627	1,484	165	787	153	824	6	6	13

5　年別事件処理件数調

〈1〉審　査　事　件

区分 / 年別	不当労働行為事件															
	取扱開始			審査状況											本年申	
	前年からの繰越	本年申立て	計	申立ての却下	申立ての取下げ・和解 自発的	和解 関与	和解 左以外	全部救済	一部救済	棄却	移管	処理請求	終結計	次年へ繰越し	和解	不利益処分
昭和21～34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
18		1	1			1							1	0		
19			0										0	0		
20			0										0	0		
21			0										0	0		
22			0										0	0		
23		1	1			1							1	0		
計	142	153	295	3	16	32	67	4	22	7	1	1	153	142	45	70

(昭和２１年～平成２３年)

立事件内訳			労働組合資格審査							認定告示				行政訴訟		再審査事件
			取扱開始			取下げ・打切り	資格審査		次年へ繰越し	申請	結果		次年へ繰越し	前年からの繰越し	本年提訴	
支配介入	団交拒否	その他	前年からの繰越	本年申請	計		資格あり	資格なし			認定告示	打切り・その他				
12	5		1	307	308	17	289	1	1					1	2	3
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0						1	1
2				34	34	1	33		0					1		
3	1			44	44	2	41		1							1
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3					1
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1							2
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1			1			
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30					1		
1	1		30	12	42	18	13		11					1	1	
1	1		11	11	22	10	9		3					2		
2	2		3	11	14	3	8		3					2		
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1							1
1			1	4	5		4		1							1
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1							1
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3							1
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1							2
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1							
			1	1	2		2		0							2
				4	4		4		0							
	1			9	9	7	2		0							
				3	3		3		0							
				1	1		1		0							
				3	3		3		0							
					0				0							
	1			4	4	1	3		0							
96	48	5	189	824	1,013	145	678	1	189	5	5	0	1	8	5	16

〈2〉調　整　事　件　　（昭和２１年～平成２３年）

区分／年別	前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	解決率（%）
昭和21～45		250	250	158	16	57	18	0	1		66
46		43	43	17	1	20	5				45
47		33	33	16	3	10	4				55
48		19	19	9	1	7	2				53
49		20	20	8		6	5			1	57
50	1	23	24	17		4	2			1	81
51	1	21	22	8		11	1			2	42
52	2	8	10	8		1				1	89
53	1	9	10	6		4					60
54		8	8	4		2	1			1	67
55	1	6	7	1	1	5					14
56		13	13	6		7					46
57		24	24	9	2	2				11	69
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65
59		31	31	9	4	8	9			1	43
60	1	6	7	3		4					43
61		14	14	8		5	1				62
62		9	9	6		3					67
63		11	11			11					0
平成元		4	4		1	3					0
2		9	9	1		8					11
3		11	11			10	1				0
4		3	3			3					0
5		5	5	2		3					40
6		6	6		1	2	3				0
7		3	3			2				1	0
8	1	1	2			1	1				0
9		2	2			2					0
10		1	1	1							100
11			0								
12			0								
13			0								
14		1	1	1							100
15			0								
16		1	1				1				
17			0								
18		3	3	3							100
19		2	2	1						1	100
20	1	3	4	1			3				100
21		3	3	2						1	100
22	1	1	2	2							100
23		1	1	1							100
計		527		325	34	206	58	3	1		58

（注）　解決率　解決：（解決＋不調＋打切り）

〈３〉個別労働関係紛争あっせん事件　　（平成１４年～平成２３年）

区分／年別	申請件数	終結処理区分						
		解決	取下げ（関与解決）	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	解決率（%）
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			64
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		77
20	19	12		1	3	3		80
21	34	17	3		4	10		83
22	22	11		2	8	1		52
23	23	11	3	4	3		2	82
計	165	84	14	11	37	17		73

（注）　解決率　｛解決＋取下げ（関与解決）｝　：　｛解決＋取下げ（関与解決）＋打切り｝

（注）　当該年に新規受付した事件の終結処理区分である。

5　年別地区別事件件数調　　（平成１１年～平成２３年）

事件名	地区名	事件内訳	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計
調査事件	東部	あっせん				1		1			1		3	1		7
		調停														0
		仲裁														0
		計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	1	0	7
	中部	あっせん								1	1					2
		調停										2				2
		仲裁														0
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4
	西部	あっせん								2		1			1	4
		調停														0
		仲裁														0
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4
	計	あっせん				1		1		3	2	1	3	1	1	13
		調停										2				2
		仲裁														0
		計	0	0	0	1	0	1	0	3	2	3	3	1	1	15
情報提供	東部		12	14	12	11	10	11	11	10	11	12	11	9	10	144
	中部				2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	21
	西部		11	8	11	12	12	11	11	8	6	6	6	3	3	108
	計		23	22	25	25	24	24	24	19	19	20	19	14	15	273
相談（あっせん事件関係相談）	東部						5	3	5	3	7	10	16	5	12	66
	中部						1	1	1	3	3	3	6	5	4	27
	西部					1	6	5	3	11	9	6	12	12	7	72
	計					1	12	9	9	17	19	19	34	22	23	165
不当労働行為事件	東部						2			1					1	4
	中部				1											1
	西部			1			1									2
	計		0	1	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	7
行政訴訟事件																0
再審査事件					2			2								4

7　条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成１７年２月２５日
鳥取県労働委員会規則第１号

(趣旨)
第1条　この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(総会の招集)
第2条　労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。
(審査の期間の目標)
第3条　労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。
2　労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)
第4条　労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。
2　前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。
(1)　事件の概要
(2)　審査の概要
(3)　事件の終結状況
(4)　目標の達成状況
(5)　その他会長が必要と認める事項
3　第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。
附　則
この規則は、平成17年3月1日から施行する。
附　則（鳥取県労委規則第１号）
この規則は、平成20年４月１日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成１４年３月２９日
鳥取県条例第６号

（目的）

第１条　この条例は、労働条件その他労働関係に係る事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（紛争の自主的解決）

第２条　個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

（労働者、事業主等に対する情報提供等）

第３条　知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

（あっせん）

第４条　知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第６条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第１項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第６条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

２　知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1) 県外の事業所における労働関係に係るもの

(2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

(3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第１項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の５第１項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第１項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。

(7) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第６条第１項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(9) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(10) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

３　事業主は、労働者が第１項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第５条　知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第６条　知事は、第４条　第１項のあっせんを、前の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

２　知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ１人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第７条　あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

２　あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

３　前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打切り）

第８条　あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第９条　あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（適用除外）

第10条　この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第６条第１項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第３条第４号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

（規則への委任）

第11条　この条　例に定めるもののほか、この条の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年条例第３号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第６条中知事等の退職手当に関する条例第７条第１項の改正（同条を第６条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。）及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第４条第１項の改正は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年条例第34号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年条例第24号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成１４年３月２９日
鳥取県規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（あっせんの申請）

第２条　条　例第４条　第１項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日
(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類
(5) あっせんを求める事項及びその理由
(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張
(7) 条例第４条第２項各号のいずれにも該当しない旨

（あっせん員候補者名簿）

第３条　知事は、条　例第５条　の個別労働関係紛争せん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業
(2) あっせん員候補者の経歴
(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

２　知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

（あっせんの開始等）

第４条　知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第６条第１項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

２　知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第６条第１項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

３　知事は、条例第４条第２項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（あっせんの期日等）

第５条　あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

2　前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。

3　紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

（あっせん案の受諾）

第6条　あっせん員は、紛争当事者の双方が条　第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

（あっせんの打切り）

第7条　あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんを打ち切ることができる。

(1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

(2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

(3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打切りを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2　あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（あっせんの取下げ等）

第8条　申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2　知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3　第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

（知事への報告）

第9条　あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

（あっせん手続の非公開）

第10条　あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成１４年３月２８日
第875回定例総会決定

（趣旨）

第１条　この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第１４号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（あっせんの申請）

第２条　鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第６号。以下「条例」という。）第４条第１項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

２　規則第２条のあっせん申請書は、様式第１号のとおりとする。

（担当職員）

第３条　会長は、条　例第４条　第１項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

（開始及び不開始の通知）

第４条　規則第４条　第１項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第２号により、被申請者に対しては様式第３号により、同条第３項のあっせんの不開始の通知は様式第４号により行うものとする。

（あっせん員の指名）

第５条　会長は、条　例第６条　第２項の規定にあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

（調査）

第６条　会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第４条第２項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

（あっせんの実施）

第７条　あっせん員は、規則第５条　第１項によるあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

２　規則第５条第１項のあっせんの期日等の通知は、様式第５号により行うものとする。

（補佐人及び代理人の許可等）

第８条　規則第５条　第２項の補佐人の許可及び同第３項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第６号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第７号のとおりとする。

２　許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

３　あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたときは、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

４　許可及び不許可の通知は様式第８号により、許可の取消しの通知は様式第９号により行うものとする。

（あっせん案の受諾）

第９条　規則第６条　のあっせん案を受諾したとき署名又は記名押印は、別記様式第10号によ

り行うものとする。

（あっせんの打切り）

第10条　あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第７条第１項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

２　規則第７条第２項のあっせんの打切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

（あっせんの取下げ等）

第11条　規則第８条　第１項のあっせんを求める事の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

２　規則第８条第２項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

（会長への報告）

第12条　規則第９条　のあっせんの経過及び結果報告は、様式第14号により行うものとする。

（総会への報告）

第13条　会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

（知事への報告）

第14条　会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附　則（平成14年３月28日　第875回定例総会決定）

（施行期日）

第１条　この要領は、平成14年４月１日から施行する。

（補助執行）

第２条　第２条　第１項の適用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附　則（平成14年８月29日　第883回定例総会決定）

この要領は、平成14年８月29日から施行する。

附　則（平成16年12月９日　第928回定例総会決定）

この要領は、平成17年１月１日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を労働委員会に委任する規則

平成１４年３月２９日
鳥取県規則第１５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第６号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第４条第１項のあっせんに関する事務（同規則第２条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附　則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年１月１日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労第３３０５号
平成１４年３月２２日

鳥取県地方労働委員会
会長　太田　正志　様

鳥取県知事　片山　善博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について（協議）

平成１４年４月１日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務（申請書の受理に関する事務を除く）を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第１８０条の２の規定に基づき協議します。

記

１　委任事項
「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第４条第１項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第２項並びに第５条から第８条までの規定による事務
２　補助執行事項
鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務
３　委任開始期日　平成１４年４月１日
４　理由
地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥労委第１２１号
平成１４年３月２８日

鳥取県知事　片山　善博　様

鳥取県地方労働委員会
会長　太田　正志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について（回答）

平成１４年３月２２日付労第３３０５号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第２００４０００２３５５１号
平成１７年３月２８日

鳥取県労働委員会
会長　太田　正志　様

鳥取県知事　片山　善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成１４年３月２８日付鳥労委第１２１号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第１８０条の２の規定に基づき協議します。

記

１　補助執行事項
　鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第３条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談
２　補助執行開始期日　平成１７年４月１日
３　理　由
　労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第２００４０００２７９３７号
平成１７年３月２８日

鳥取県知事　片山　善博　様

鳥取県労働委員会
会長　太田　正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成１７年３月２８日付第２００４０００２３５５１号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター設置要綱

平成２１年３月２５日
第１０２８回定例総会決定

１　目　的

鳥取県労働委員会（以下「労働委員会」という。）が実施する個別労使紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター（以下、「センター」という。）」を設置し、紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図るとともに、機能の充実を図る。

２　所掌事項

センターの所掌事項は、次の事項とする。

(1) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第６号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定によるあっせんに関すること。

(2) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第３条の規定による労働関係に関する事項についての相談及び条例第４条第１項の規定によるあっせんの申請の受理に関すること。

(3) その他センターの運営・事業に関すること。

３　組織体制

(1) センターの所掌事項に関する職務は、労働委員会委員及び事務局職員があたる。

(2) センターに所長を置き、労働委員会会長が務めるものとする。

(3) 所長は、センターを総理し、センターを代表する。

(4) センターに事務局及び事務局長を置き、事務局長は、労働委員会事務局長がこれにあたる。

(5) 事務局長は、所長と協議の上、事務局に必要な職員を置く。

４　報告、協議

センターの運営・事業等については、必要な場合、総会において報告もしくは協議するものとする。

附　則

この要綱は平成２１年４月１日から施行する。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成１２年３月２３日
第８４４回定例総会決定

１　目　的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

２　調整委員会の組織

(1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和２４年８月４日中央労働委員会規則第１号）第５条第５項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側１名の委員をもって組織する小委員会とする。

(2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。

(3) 委員の任期は、総会で決定する。

３　所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 鳥取県情報公開条例（平成１２年３月２８日鳥取県条例第２号）条例第９条第２項、第１０条、第１１条及び第１２条に係る決定に関すること。

(2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。

(3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

４　報　告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附　則（平成１２年３月２３日第８４４回定例総会決定）

１　この要綱は、平成１２年４月１日から実施する。

２　鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和６３年９月２２日第６２０回定例総会決定）は、廃止する。

３　この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

４　この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附　則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）

この要綱は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月８日第１０８３回定例総会決定）

この要綱は、平成２３年６月８日から施行する。

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱

平成２３年６月８日
第１０８３回定例総会決定

１　目　的

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における個人情報保護に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

２　調整委員会の組織

(1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和２４年８月４日中央労働委員会規則第１号）第５条第５項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側１名の委員をもって組織する小委員会とする。

(2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。

(3) 委員の任期は、総会で決定する。

３　所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 鳥取県個人情報保護条例（平成１１年３月鳥取県条例第３号）第１２条から第３０条までの事項に係る審議・決定等に関すること。

(2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分に関することについて検討し、総会に付議すること。

(3) その他個人情報保護についての重要事項に関すること。

４　報　告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附　則（平成２３年６月８日第１０８３回定例総会決定）

この要綱は、平成２３年６月８日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年４月１３日
第６３３回定例総会決定

１　目　的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

２　幹事会の組織

(1) 幹事会は、総会において選任された各側１名の幹事をもって組織する。

(2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。

(3) 幹事の任期は、総会で決定する。

３　職務内容

(1) 各側の意見をとりまとめ、各側の連絡調整を図ること。

(2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。

(3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見をとりまとめること。

(4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。

(5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ１の（2)の 規定により審問に参与する委員を申し出ること。

４　報　告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附　則（平成元年４月１３日第６３３回定例総会決定）
この要綱は、平成元年４月１３日から実施する。

附　則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）
この要綱は、平成１７年１月１日から実施する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年５月１１日
第６３５回定例総会決定

１　趣　旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第１０条及び労働関係調整法施行令（昭和２１年勅令第４７８号）第５条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

２　委　嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 鳥取県労働委員会の委員

(2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者

(3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

３　任　期

(1) 候補者は、労働組合法（昭和２４年法律第１７４号）第１９条の５の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。

(2) ２の（1)及び（2)の候補者にあっては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。

(3) ２の（3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

４　解　任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

５　辞任の申し出

労働関係調整法施行令第５条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び２の（3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第１号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

６　辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第２号様式、候補者の辞任を承認するときは第３号様式に定める辞令書を交付する。

附　則

この内規は、平成元年５月１１日から実施し、平成元年３月２７日から適用する。

附　則（平成３年３月２７日第６７６回臨時総会決定）

この内規は、平成３年３月２７日から実施する。

附　則（平成１３年４月１２日第８６１回定例総会決定）

この内規は、平成１３年４月１２日から実施する。

附　則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）

この内規は、平成１７年１月１日から実施する。

附　則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）

この内規は、平成１７年４月１日から実施する。

第１号様式（内規５関係）

あっせん員候補者辞任願

鳥取県労働委員会

会長　　様

今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　印

第２号様式（内規６関係）

辞　　令　　書

氏　　名	
異動種目	委　　嘱
異動内容 鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成　　年　　月　　日までとする	
平成　　年　　月　　日 鳥取県労働委員会 会長　　印	

（注）　事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第３号様式（内規６関係）

辞　　令　　書

氏　　名	
異動種目	辞　　任
異動内容 鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成　　年　　月　　日 鳥取県労働委員会 会長　　印	

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成１４年３月２８日
第８７５回定例総会決定

１　趣　旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成１４年鳥取県条例第６号）第５条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成１４年鳥取県規則第１４号）第３条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

２　委　嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 鳥取県労働委員会の委員

(2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者

(3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

３　任　期

(1) 候補者は、労働組合法（昭和２４年法律第１７４号）第１９条の５の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。

(2) ２の（1)及び（2)の候補者にあっては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。

(3) ２の（3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

４　解　任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

５　辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び２の（3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第１号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

６　辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第２号様式、候補者の辞任を承認するときは第３号様式に定める辞令書を交付する。

附　則（平成１４年３月２８日第８７５回定例総会決定）
この内規は、平成１４年４月１日から実施する。

附　則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）
この内規は、平成１７年１月１日から実施する。

附　則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）
この内規は、平成１７年４月１日から実施する。

第１号様式（内規５関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願 鳥取県労働委員会 会長　　様 今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます 平成　　年　　月　　日 住所 氏名　　印

第２号様式（内規６関係）

辞　　令　　書

氏　　名	
異動種目	委　　嘱
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成　　年　　月　　日までとする	
平成　　年　　月　　日 鳥取県労働委員会 会長　　印	

（注）　事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第３号様式（内規６関係）

辞　　令　　書

氏　　名	
異動種目	辞　　任
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成　　年　　月　　日 鳥取県労働委員会 会長　　印	

不当労働行為審査に関する申合せ

平成１７年３月２４日
第９３４回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

１　申立て

（１）　会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。

（２）　会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参与する委員の申し出を求める。

２　公益委員の除斥・忌避・回避

（１）　会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。

（２）　審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。

ア　同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合

（３）　会長は、公益委員が法第２７条の２第１項又は第２７条の３第１項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

３　調　査

（１）　審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。

また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。

（２）　調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。

（３）　調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。

ア　審査計画を定めるための事項

（ア）　当事者の主張を確認し、争点を整理する。

（イ）　争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。

（ウ）　証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。

（エ）　所要の審問回数を予定する。

イ　その他

（ア）　和解の可能性を検討する。

（イ）　最少限度の補佐人を決めさせる。

（ウ）　代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。

（４）　調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内

容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。

（5）　審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

（6）　審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。

（7）　審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。

（8）　審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。

（9）　審査計画書は、当事者に交付するものとする。

（10）　審査計画を変更する必要が生じた場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4　審　問

（1）　審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。

（2）　審問は、少なくとも月１回以上として、集中的、継続的に行うものとする。

（3）　審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。

（4）　関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。

（5）　審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5　宣　誓

（1）　審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。

（2）　証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。

（3）　審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6　証人等調べ

（1）　証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。

（2）　審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。

（3）　主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。

（4）　審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。

（5）　複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。

（6）　１回の審問において、２人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（7）　同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7　証人等出頭命令

（1）　証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。

ア　審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合

（2）　証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8　物件提出命令

（1）　物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。

ア　複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合

イ　物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合

（2）　物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9　審問廷の秩序維持

（1）　審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。

（2）　審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害すると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適当であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

（3）　審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。

（4）　審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。

（5）　傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10　合　議

（1）　第１回の合議は、結審後３週間以内に行うよう努める。

（2）　第１回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

１１　和　解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

１２　７条２　号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

１３　審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

附　則（昭和５６年第４７４回定例総会決定）

１　この申合せは、昭和５６年２月２６日から実施する。

２　昭和４３年１１月２８日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附　則

１　この申合せは、平成１７年３月２４日から実施する。

２　昭和５６年２月２６日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

労使ネットとっとり ロゴマーク

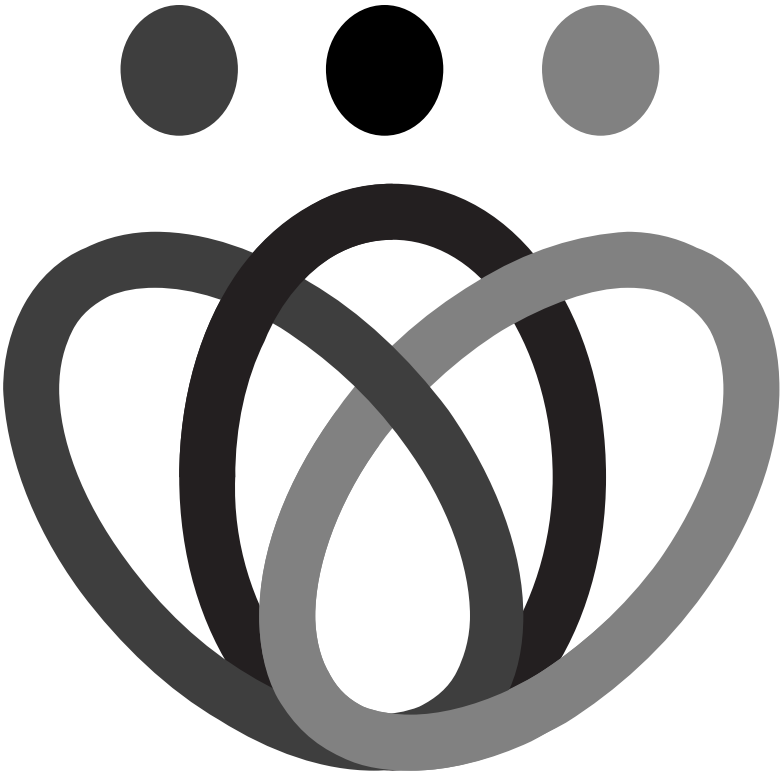

労使ネットとっとり

９　労働委員会活性化のための検討委員会報告

労働委員会活性化のための検討委員会第１次報告書　概要

（平成２２年７月９日）

労働委員会活性化のための検討委員会（以下「委員会」という。）は、平成２１年１１月の全国労働委員会連絡協議会の総会後の全労委運営委員会の決定に基づき、同運営委員会の小委員会として設置されたものである。

委員会では、集団的労使紛争が減少し、個別労働紛争が増加するという労働委員会を取り巻く環境の変化の中での労働委員会の現状についての認識、問題意識及びそれらを踏まえての検討の基本方針を整理し、当該基本方針に沿って、労働委員会活性化のための検討委員会で議論すべき「早急に対処すべき課題」と「早期に対処すべき課題」について議論を行った。

さらに、委員会は「早急に対処すべき課題」を取り上げ、その具体的な改善策について検討を行った。

委員会は、その検討結果を、第１次報告書として、以下のとおり取りまとめた。

なお、当県労委の太田正志会長が、委員会の委員（公益委員）として指名を受け、その任に当たった。

１　早急に対処すべき課題

【現行制度の下での運用上の課題（労働委員会活性化のための基盤作りに資するもの）】

多くの労働委員会が事件数の低位安定状況に置かれている中で、労働委員会の認知度を高めつつ、紛争処理能力を維持していくための方策

○　労働委員会制度の認知度を高めるための方策

・　わかりやすいホームページの作成・充実
・　労働組合、使用者団体、法テラス等への周知と連携
・　マスコミを通じた情報発信の工夫（記者発表の工夫、記者会見の実等）
・　労働委員会の愛称等の採用
・　「労働委員会の日」（仮称）や周知月間の創設

○　委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

・　委員及び事務局職員への研修の実施
・　情報・資料の共有
・　事務局職員の専門性を高めるための人事上の配慮
・　中央労働委員会・自治体間、自治体相互間の人事交流など

○　紛争の未然防止のための方策

・　企業、労働組合、一般市民等に向けた労働関係法に関する情報提等の実施
・　労使コミュニケーションの促進

2　早期に対処すべき課題（1）

【現行制度の利用状況及び紛争の性格の変化に対応する上での課題】

増加しつつある個別労働紛争の解決への適切な対応を促進し、調整手続きを充実するための方策

○　個別労働紛争の適切な解決の促進のための方策

・　個別労働紛争処理機能の充実のための運用、制度のあり方

・　都道府県の知事部局との連携強化

・　関係機関（労働局、裁判所、弁護士会、法テラス等）とのすみ分け、連携強化

・　あっせん員及び事務局職員への研修の実施

・　個別労働紛争事件に係る情報・資料の共有、データベースの構築

・　労働委員会のあっせんへの出頭義務を課する等参加率を高める手法

・　相談機能の開設、充実

○　労働争議調整手続きを充実するための方策

・　労働委員会のあっせんへの出頭義務を課する等参加率を高める手法

・　三者構成を活かした効率的な調整手続きのあり方

・　合同労組事件（実質的個別労働紛争）への適切な対応

3　早期に対処すべき課題（2）

【現行制度の課題（労働委員会の機能の向上に資するもの）】

迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

○　迅速・的確な審査手続きを充実するための方策

・　出張調査・審問の実施（出先機関等の活用）

・　物件提出命令、証人等出頭命令の機能を高めるための方策の検討

・　審級省略に関する検討

・　実質的証拠法則、新証拠の提出制限等への対応

・　団交応諾命令についての審査手続きの簡素化

・　審査計画、審査の目標期間設定のあり方

4　早期に対処すべき課題（3）

【将来予測される労働委員会を取り巻く環境の変化に対応する上での課題】

公務員制度改革や地域主権改革の動きに応じた対応

○　公務員制度改革や地域主権改革の動きに応じた対応

・　中央労働委員会と都道府県労働委員会の組織・連携のあり方

労働委員会活性化のための検討委員会第１次報告書の実施状況

平成２２年７月９日付けで取りまとめられた「労働委員会活性化のための検討委員会第１次報告書」（以下「第１次報告書」という。）を受けて、鳥取県労働委員会は、対応を検討するに当たり、細目にわたる審議を行うため、平成２２年７月２８日付第１０６１回定例総会決定により、労働委員会規則第５条第５項の規定に基づく「第１次報告書活用検討委員会」（以下「小委員会」という。）を設置した。

小委員会の構成員は、(公)太田会長、(公)河本会長代理、(公)吉谷委員、(労)竹内(克)委員、(使)宮城委員の５名であった。小委員会は、平成２２年８月１１日に会議を開催し、検討結果を下記のとおり取りまとめた。

【第１次報告書での提言項目】

わかりやすいホームページの作成・充実

【実施状況及び改善策】

労委ホームページの作成については、分かりやすい情報を提供するよう努めている。

改善策としては、（1）解決事例の掲載、（2）委員によるコラム記事の掲載、（3）トップページへの情報集約、（4）携帯電話ウェブサイトの構築、（5）キーワード検索対策等が考えられる。

【第１次報告書での提言項目】

労働組合、使用者団体、法テラス等への周知と連携

【実施状況及び改善策】

あっせん員特別研修会の開催、セミナー・研修への講師派遣、リーフレット配布等を行っている。

改善策としては、（1）各関係団体ウェブサイトから県労委ウェブサイトへのリンク依頼、（2）労働者団体、使用者団体の機関紙等への記事掲載依頼、（3）ポスター、リーフレットの掲示、配布、（4）相談窓口の周知協力要請等が考えられる。

【第１次報告書での提言項目】

マスコミを通じた情報発信の工夫

【実施状況及び改善策】

年度別取扱状況、労働相談会、全労委共通周知月間、あっせん員候補者研修会等を報道機関に情報提供している。

改善策としては、（1）不当労働行為救済申立があった場合、会長による県政記者クラブ記者会見、（2）周知月間中の情報提供方法の工夫、（3）年別取扱状況の情報提供等が考えられる。

【第１次報告書での提言項目】

委員及び事務局職員への研修の実施

【実施状況及び改善策】

職員の研修については、ブロック会議を中核とした研修体系で臨んでおり、今後、研修内容の充実と県の職員研修を積極的に活用した基礎的スキルアップを図ることが必要である。

委員の研修については、各側とも初任者を対象とした研修が行われているが、他には特段のものはない。

今後は、ブロック会議を情報交換・意見交換の場とすると同時に、研修の場としての意味を持たせた運営がなされるよう協議してはどうか。

（なお、鳥取県労委は平成２３年２月３日に開催された平成２２年度中国地区労働委員会会長連絡会議において、「ブロック会議を活用した委員研修の実施」を提案したところ、次年度以降の幹事県労委に対応を一任することと決した。）

【第１次報告書での提言項目】

労働委員会の愛称等の採用

【実施状況及び改善策】

昨年度、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称「労使ネットとっとり」及びロゴマークを公募・決定した。今後、これらをウェブサイト、パンフレット、名刺等に活用しながらＰＲの向上に努める必要がある。

【第１次報告書での提言項目】

「労働委員会の日」（仮称）や労働委員会周知月間の創設

【実施状況及び改善策】

１０月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間とし、さまざまな方法でＰＲを行うこととしているところであるから、既存の周知月間の活用を優先すべきである。

【第１次報告書での提言項目】

事務局職員の専門性を高めるための人事上の配慮

【実施状況及び改善策】

職員に対する人事上の配慮については、「労働委員会制度の充実のための措置について」（平成１２年１１月２９日全労委会長発各都道府県知事宛）など随時に要望している。

通常の人事管理においても、概ね３年程度が一般的なローテーションであるが、特に専門性の高い業務等必要性がある場合は、延長が可能であり、個別に配慮要望している。

【第１次報告書での提言項目】

中央労働委員会・自治体間、自治体相互間の人事交流など

【実施状況及び改善策】

審査担当職員については、平成１７年度、大阪府労働委員会に職員を６か月間研修派遣したことがあるが、条件が整えば再度他の都道府県への派遣を検討することも必要である。

調整担当職員（個別労使紛争解決促進担当を含む。）については、他の都道府県に先駆けて取組を行っており労働局、他の都道府県に派遣する必要は見受けられない。

労働委員会活性化のための検討委員会　第２次報告書概要

平成 23 年 6 月

前　提
（はじめに、第１章）

１　現状と問題意識

○現状

労組法改正後６年間で、審査の迅速・的確化について、労委全体としてみると、大きく改善。

- 長期滞留事件の急減（3 年以上係属事件　H14 末 250 件→H22 末 68 件）（3 分の 1 以下）
- 平均処理日数（初審）　862 日（H17）　→　420 日（H22）（半減）
- 初審解決率　73.4%（H16）　→　8 割強（H22）
- 命令・決定に対する不服率（初審）H21～　6 割台（H19 以前は概ね 7 割台）

○問題意識

- 他の労働紛争処理機関の迅速処理（労働関係訴訟事件平均審理期間 12.3 か月、労働審判 3 か月以内に終結）
  ⇨　層の迅速化の要請
- 特定の都道府県労委に事件が偏在（東京都労委、大阪府労委で新規申立事件の半数、事件数の多い 6 労委で 7 割）
  ⇨　係属事件の少ない労委で委員・職員の実務経験の機会不足
- 行政を含めた不当労働行為事件の全手続を視野に入れた　層の迅速化・的確化

検討項目１
（第２章第１節１）

審査期間の目標の設定

○実績

目標　1 年 6 か月とする労委が 15 労委 1 年 3 か月　2 労委　1 年 3 労委　6 か月（180 日）1 労委

平成 17 年以降、目標期間を短縮したのは 2 労委（2 年→1 年 6 か月、1 年 6 か月→1 年）。

○課題

①更なる目標期間の短縮、②処理実績の公表の工夫

○今後の対応

①ア　自主的目標期間の短縮の努力

イ　事案類型別目標の導入（各労委）

ウ　１年を標準処理期間とする審査処理モデルの作成（全労委レベル）

②実績の公表方法の工夫（HP への掲載、公表数値の要因分析）

検討項目２
（第２章第１節Ⅱ）

審査手続の運用上の工夫

○これまでの取組

審査までの工夫

① 申立内容等の把握の工夫
② 期日設定の工夫
③ 争点整理の工夫
④ 審査計画
⑤ 参問等の工夫

命令書交付までの工夫

①命令書交付までの迅速化
②命令書作成に当たっての工夫
③合議に当たっての工夫
④審査後の労使参与委員の関与

○物件提出命令、証人等出頭命令
- 課題（要望）　発出基準の明確化、記載例の例示
- 今後の対応　具体的な事例を踏まえて中労委が説明

○和解
- 課題　①和解技術の向上、ノウハウの取得、②心証開示時期・内容、和解条件の調整
- 今後の対応　①早期の当事者の意向確認、和解方針の策定、審査が進展した段階における働きかけ等
②和解に関する研修の充実（事例研究等）

検討項目３
（第２章第１節Ⅲ）

審査手続の簡素化・合理化

○課題・意見
①申立書の簡素化（モデル例の追加）
②審査計画の作成対象事件の前回の見直し（争点が明確な事件等は省略し、複雑困難事件に限定）
③証人参問不要事件の調査のみの命令交付
④より簡易な手続による終結

○今後の対応

①簡易・類型別申立書モデルの作成（全労委レベル）（新規）

②審査計画は全件作成。事案に応じて内容を工夫。（各労委）

③審問を経ずに命令交付する手続　労委規則の規定の整備（全労委レベル）

④三者委員による解決策の勧告　労委規則の規定の整備（全労委レベル）

検討項目４
（第２章第１節Ⅳ）

利用しやすい手続

○これまでの取組・工夫
・対申立人
①申立書作成の援助、②緊急制度（申立人に対する早期意向確認）
・対被申立人
①被申立人の所に出向き、審査手続の流れ等の説明
・対当事者双方
①当事者の主張整理、証拠整理に係る助言、②現地調査
○課題・意見
①外国人証人の通訳の費用負担
②当初の管轄労委から他の労委への移送

○今後の対応
①外国人証人の通訳の費用負担の扱いは、労委により異なる。各労委の実情に応じた取扱いを決め、規定の整備を。
②審査途中に他の労委へ移送を許容する事例の特定が困難。現行の枠内での運用を。

検討項目５
（第２章第１節Ⅴ）

特定事件への対応（団交拒否事件・弁護士が代理人に選任されていない事件）

○ 団交拒否事件
・取組（①早い段階から和解の打診、②審査期日等に委員から団交要請、③同一期日での主張問・反対尋問の実施）
・課題（①実質個別事件への対応、②簡易な手続による解決、③和解前置、④立会団交の制度化）

・今後の対応　①和解の早期見極め、②二者委員による解決案の勧告、③当事者の意向を踏まえた柔軟な審査指揮、④団交ルールを内容とする和解案の提示等

○ 弁護士が代理人に選任されていない事件

・選任状況（弁護士が代理人に選任されていない事件が、全救済事件の６割以上を占めると回答した労委が７割強（サンプリング調査））
・支障（特に争点整理時の争点に対する主張・証人等の決定に時間を要し、審査計画作成に支障）

・今後の対応
①事務局職員（申立人には申立時に、被申立人には申立書の手渡時に、主張聴取、手続を説明）
②審査委員（審査手続の丁寧な説明、求釈明）
③参与委員（適切な助言）

検討項目６
（第２章第２節）

審査体制（労委間の情報共有等、研修の充実等（職員、委員））

○ 労委間の情報共有等

現状　労組法第７条各号の諸問題（個人請負業者の労働者性等）、審査手続の運用上の問題（忌避申立て等）
課題　労委間で、経験等の共有、議論等の場が必要。

今後の対応　**全労委レベルの会議において意見交換（全国の公益委員の連絡会議の開催）（新規）**
官庁 WAN を利用した中労委・都道府県労委の情報共有の充実(新規)

○ 研修の充実（職員）

現状　独自研修実施は、サンプリング調査対象労委のほぼ半数。
課題　①実務経験の不足、②知事部局と同様の人事ローテーション（２～３年の期間）

今後の対応　①中労委研修の充実（事例演習の充実）、②ブロック研修の充実（審問傍聴等）、③個別紛争処理に関する研修、④知事部局への働きかけ（経験者の再配置等）

○ 研修の充実（委員）

現状　委員は非常勤。特に公益委員は、研修・実務を通じた紛争解決能力の向上が重要。
課題　事件数の少ない労委では、実務的研修の機会が限定。

今後の対応　①新公労使新任委員合同研修の実施、②**公益委員研修の充実**、③ブロック会議の活用（重要命令・判決勉強会の開催等）、④個別労働紛争事件の対応による実践的な感覚の涵養

検討項目７
（第２章第３節）

命令の実効性確保の措置（審査の実効確保、初審命令の履行勧告）

○ 審査の実効確保

現状　労委規則第 40 条に基づく勧告（公益委員会議決定）は、過去５年間で、３労委で実施。本案の利害に予断を与えてしまうおそれがあることから、同規則に基づかない審査委員、三者委員等の要望等を多くの労委で工夫。

今後の対応　正式な勧告は、当事者に予断を与えないよう慎重に行う。正式な勧告以外の方法による対応は、今後も工夫を行いつつ、機動的に柔軟な対応を行う。

○ 初審命令の履行勧告

現状　再審査申立事件のうち、初審命令が不履行で、直ちに和解が見込まれないなど勧告が適切と部会が判断したものについて行う。
課題　使用者側は、初審命令に不服で再審査申立てを行っており、履行する見込みは薄い。

今後の対応　使用者からの弁明聴取時における適切な状況把握、履行勧告後のフォロー等事件の実情に応じたきめ細かな対応

検討項目８
（第３章）

現行制度の枠組を超える課題（審級省略、実質的証拠法則、新証拠提出制限）

○制度見直しの前提となる審査手続等の改善状況

ア　法改正による審査手続の改革

①計画的な審査（審査期間の目標、事件毎の審査計画の作成）

②的確な事実認定（関係者出頭命令、物件提出命令）

イ　審査体制の整備

①部会制の導入、常勤公益委員２名（中労委）

②担当者等監督者の事務局審査部門への配置　３名（中労委）、２名（東京都労委）

ウ　実績（効果）　①平均処理日数　862日（H16）→420日（H22）

②行訴係属率　H22　10.0%

○基本的考え方

いわゆる「事実上の５審制」⇨「制度上の５審制」

審査体制、手続、実績も労組法改正後着実に向上

労組法改正による手続等の改善の取組の中にはまだ成果が顕在化していないものもある。
実績を更に積む必要がある。
制度見直しは、引き続き検討。

１０　中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

（平成２４年１月４日現在）

名　　称	郵便番号	住　　所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園１　５　３２	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北３条西７丁目	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0801	青森市新町２　４　３０	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-8570	盛岡市内丸１０　１	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町３　８　１	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王４　１　２	018-860-3282
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波２　８　１	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8670	福島市杉妻町２　１６	024-521-7594
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町９７８　６	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田１　１　２０	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町１　１　１	027-226-2783
埼玉県労働委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂３　１５　１	048-830-6452
千葉県労働委員会	260-0001	千葉市中央区都町１　１　２０	043-231-2131
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿２　８　１	03-5320-6977
神奈川県労働委員会	231-0026	横浜市中区寿町１　４かながわ労働プラザ７階	045-633-6110
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市中央区新光町４　１	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内１　６　１	055-223-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下６９２　２	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町９　６	054-221-2282
富山県労働委員会	930-0096	富山市舟橋北町４　１９富山森林水産会館５階	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月１　１	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手３　１７　１	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市薮田南２　１　１	058-274-8792
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸３　１　２	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町１　９５４	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町４　１　１	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通神小路東入丁子風呂町104　2	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東３　１４	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通５　１０　１	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8113	奈良市法蓮町７５７	0742-20-4431
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通１　１	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町１　２７１	0857-26-7560
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町８	0852-22-5450
岡山県労働委員会	700-8570	岡山市内山下２　５　７	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町９　４２	082-228-2895
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町１　１	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町１　１	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町４　１　１０	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町４　４　２	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内２　４　１	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-8577	福岡市博多区東公園７　７	092-643-3979
佐賀県労働委員会	840-8570	佐賀市城内１　１　５９	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-0861	長崎市江戸町６　５江戸町センタービル３階	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市水前寺６　１８　１	096-333-2753
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町３　１　１	097-506-5241
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橘通東１　９　１０	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町１０　１	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那覇市泉崎１　２　２	098-866-2551